

【 3 】

| | |
|---------|-------------------------------|
| 氏名 | 戸田芳實 |
| 学位の種類 | 文学博士 |
| 学位記番号 | 文博第11号 |
| 学位授与の日付 | 昭和39年9月29日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第5条第1項該当 |
| 研究科・専攻 | 文学研究科国史学専攻 |
| 学位論文題目 | 中世領主制成立史の基礎研究 |
| 論文調査委員 | (主査) 教授 赤松俊秀 教授 小葉田 淳 教授 井上智勇 |

論 文 内 容 の 要 旨

この論文の構成は序論と本論七章から成っており、ほかに参考論文五編を添えている。

序論は「領主制成立史の問題点」と題し、日本中世領主制成立についての既往の研究成果に対する概括的批判と著者の研究の基本的立場を明らかにしている。著者は、中世領主制の構造的な中核である領主的土地所有は本宅敷地所有の展開と考え、それが律令体制においていかにして在地領主の本領にまで発展したかを究明することに研究の目標を置いている。

本論第一章「律令制下の宅と耕地」は、律令の条文所見の「宅」が「戸」とは異なって、現実の居住生活、私産・私業と密接に結合する私法的概念であることを明らかにし、律令が制定された当初、国家公権が特に強く作用した田地がのちに私有化したのは、園宅地の私有がその起点であったことを、垣内と耕地、宅地の水田化、墾田の宅地化、宅地の新設などの事実即して論述する。

第二章「律令制下の宅と私出挙」は、宅の所有と経営が私出挙によって発展を促進された事実を明らかにする。著者は出挙が営田に深く関係している事実を重視し富豪層が私出挙を通じて、公民をその支配下に引き入れた、と考え、その観点から、民宅の質物化、富豪私稲の借貸政策、京内私出挙、富豪宅検封の妨害、民宅の庄家化について重要事実を明らかにする。

第三章「地方官人と家」は、平安時代初期の地方官人所有の家のあり方を主題として、かれらが京内・任地・その他の地に多く所有していた家の実態をさぐり、かれらのなかには解任後も任地にとどまって、大陸商人と貿易を行なったり私営田領主として所領を拡大したものがあつたことを指摘し、このような平安地方豪族の家政的支配機構がどのようなものであつたか、かれらの間にも文官的領主と武官的領主の区別が見いだされるが、武官的領主の所領経営は中途で行きづまったものがあつたことを明らかにする。

第四章「在地領主と農業問題」は在地領主の典型的存在である開発領主を主題とし、開発の前提となる山林原野の占取が住民の居住地を支配する手段に転化されたこと、当時の耕地は不安定で荒廃しやすく、用水、地力、労働力、営料の不足や災害を防ぎ、農民の掌握と領主的土地所有を実現するためには、勸農

が必要であったことを論述する。

第五章「在地領主の定住形態」は、本宅敷地所有が開発耕地所有権の中核をなすとの観点から、在地領主が一族・従者・下人を従えて地方に定住する実態を究明する。著者が特に重視するのは、これらの所従下人が領主の本宅または別宅内に同居するか、あるいは家屋・敷地を恩給されて別居し、それぞれに開発・勸農に当たった事実であって、家屋・敷地の恩給授封関係とその表裏をなす家人として人格的奉仕関係は、それを基礎として形成され発展する。鎌倉幕府の御家人体制の原型となる封建的主従制はかくして形成された、と著者は主張する。

第六章「在地領主制支配の特質」は、在地領主の支配下にある所従下人・在家のあり方、在地領主の地域的支配を示す郷・保・名などの領有の性格を論じている。所従・下人のうちには、それぞれに家屋を持ち半独立の生計を維持するものが多いが、著者は、それをもって、かれらはもと自由民であり、家と私業を維持しつつ領主と人格的従属関係に入ったことを示すものとする。在家の場合は、屋敷地支配が先行して「家」の人格的支配が追隨して発生した、とする。在地領主が郷・保を領有する場合、郷・保をその住郷・敷地・屋敷と称したことが多いが、著者はそれを重視し、本来官職である郷司などの職がかれらによって領有・伝領されることを正当化されていること、この種の郷が多く、別符別納となり国司不入の特権を得ることが多かった、としている。

第七章「在地領主と非農業経済」は、領主制の特殊の形態に属する、非農業的所領を足場として形成発展した御厨関係の在地領主を主題とし、特に畿内の大江御厨の水走・渡辺の二氏、西国の宇野御厨の松浦氏について詳述する。かれらは、当初は漁業・交易・運搬を業としたが、のちにはそれを基礎として開発領主化するもの、または官人、武士となるものが発生している。著者はそれらの事実を指摘し、これらの在地領主が、貴族階級・都市的先進経済と特殊な関係を有していたことを強調する。

論文〔審査の結果の要旨〕

戦後の日本中世領主制の研究は多くの成果をあげているが、封建領主制についての基礎理解が誤っていたり一面的であったことが原因となって、研究の目標である封建的小農民の成立を中世で一般的に証明することは著しく困難になっているのが現状である。

著者は、このような欠陥は古代から中世への転換期における在地の実態の研究が従来不十分であったことによって生じた面も、多いとして、この論文ではその点に重点を置いて、領主制成立の基本的前提になる、不動産としての領主財産の形成過程を詳細に究明している。特に注目されるのは、領主的土地所有の起点として、墾田・名をあげずに宅・敷地を重視することである。これは、著者もその一端をになっている「名」研究の最近の成果に基づくものである。著者は、宅・敷地の私有から出発して、封建的小農民成立の過程を具体的に追求しているが、これは従来の研究には見られなかったことであって、著者の独創的研究と認められる。

この論文のおもな価値は上記の点にある。著者の史料引用・解釈にも同じく独創的なものが認められる。なかには、ごくわずかであるが、やや妥当を欠いたものも見いだされるが、それはささやかな誤りであり、著者の基本的立場にかかわるものではない。

以上の理由により、この論文は文学博士の学位論文として十分な価値を有するものと認める。